



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年1月8日金曜日 第170号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則..... (健康増進課) ..... 1

## 告 示

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例による研修の指定..... (循環型社会推進課) ..... 4

医療機関の指定..... (保健福祉課) ..... 4

指定医療機関の廃止の届出..... ( " ) ..... 4

医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定..... ( " ) ..... 4

介護機関(居宅介護事業者)の指定..... ( " ) ..... 5

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... ( " ) ..... 5

指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... ( " ) ..... 5

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... ( " ) ..... 5

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出..... ( " ) ..... 5

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... ( " ) ..... 6

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ..... 6

地籍調査事業計画の公表..... (農政課) ..... 6

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ..... 6

地域森林計画の公表..... (林業政策課) ..... 6

地域森林計画の変更の公表(4件)..... ( " ) ..... 6

落札者等の告示..... (会計課) ..... 7

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ..... 7

土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ..... 8

土地改良区連合役員の就退任の届出..... ( " ) ..... 8

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ..... 8

道路の供用開始(県道伊延東多田線)..... (南予地方局西予土木事務所) ..... 9

## 公 告

庁内LAN無線化に係るネットワーク機器設置等業務の委託..... (情報システム課) ..... 9

## 選挙管理委員会告示

愛媛県海区漁業調整委員会の委員の解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ..... 10

## 公営企業公告

感染性廃棄物処理業務(処分)の委託..... (公営企業管理局総務課) ..... 10

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第1号

栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

### 栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則

(栄養士法施行細則の一部改正)

第1条 栄養士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第1号</b>（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">（ふりがな）</p> <p style="text-align: center;">（通称名）</p> <p>省略</p> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 旧姓併記を希望しません。（希望するときは、旧姓）</u></p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>省略</p> <p>1 変更事項</p> <p style="text-align: center;">本籍地都道府県名（国籍）</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">通称名</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 登録番号</u></p> <p><u>4 旧姓併記の希望の有無 有・無</u> （有の場合は、旧姓）</p> <p>5 省略</p> <p>注 省略</p> <p><b>様式第4号</b>（第5条関係）</p> <p>省略</p> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 登録番号</u></p> <p>注 省略</p> <p><b>様式第5号</b>（第6条関係）</p> <p>省略</p> <p>1 栄養士 本籍地都道府県名（国籍） 省略</p> <p>2 返納理由 (1)・(2) 省略</p> <p><u>3 登録番号</u></p> <p>注 省略</p>	<p><b>様式第1号</b>（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">（ふりがな）</p> <p>省略</p> <p>1・2 省略</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>省略</p> <p>1 変更事項</p> <p style="text-align: center;">本籍地都道府県名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 栄養士免許証番号</u></p> <p>4 省略</p> <p>注 省略</p> <p><b>様式第4号</b>（第5条関係）</p> <p>省略</p> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 免許証番号</u></p> <p>注 省略</p> <p><b>様式第5号</b>（第6条関係）</p> <p>省略</p> <p>1 栄養士 本籍地都道府県名 省略</p> <p>2 返納理由 (1)・(2) 省略 <u>(3) 免許番号</u></p> <p>注 省略</p>

（調理師法施行細則の一部改正）

**第2条** 調理師法施行細則（昭和34年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験手続）</p> <p><b>第1条</b> 調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。） <u>第3条の第1項</u>に規定する調理師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、調理師試験受験願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)～(3) 省略 （調理師免許証の書換え交付の申請）</p>	<p>（受験手続）</p> <p><b>第1条</b> 調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。） <u>第3条第2号</u>に規定する調理師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、調理師試験受験願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)～(3) 省略 （調理師免許証の書換え交付の申請）</p>

第5条 政令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換え交付の申請は、調理師免許証書換え交付申請書（様式第6号）によるものとする。

様式第2号（第1条関係） 調理業務従事証明書

省略	
種 類 (該当のところに 印を付けること。)	許可・開設年月日、許可番号等
(飲食店等の営業許可施設) 1 飲食店営業(喫茶店営業を除く。) 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業 4 複合型そうざい製造業	(許可・開設年月日) 年 月 日  (許可(届出)保健所)  (許可(届出)番号) 第 号
(給食施設) 1 日 回 1日平均食 1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 その他( )	(廃業年月日(廃業施設の場合に記載すること。)) 年 月 日
調理業務(飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。) の内容 (該当のところ全てに 印を付けること。)	省略
上記の施設で調理の業務に従事した期間	年 月 日から 合計 年 か月 年 月 日まで (除算期間 年 か月)
勤務日数及び時間	日 / 週 時間 / 日
省略	

注 省略

様式第3号（第2条関係） 合格証書

省略

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の調理師試験に合格したことを証する。

省略

様式第6号（第5条関係） 調理師免許証書換え交付申請書

調理師免許証書換え交付申請書

省略

氏 名

次

の事項を変更しましたので、書換え交付を申請します。

1 書換え事項

{ 旧  
新

第5条 政令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換え交付の申請は、調理師免許証書換え交付申請書（様式第6号）によるものとする。

様式第2号（第1条関係） 調理業務従事証明書

省略	
種 類 (該当のところに 印を付けること。)	許可番号、許可、開設年月日
(飲食店関係営業) 1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(許可年月日) 年 月 日  (許可保健所名)  許可番号 第 号
(給食施設) (1日回食) 1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 その他( )	(開設年月日) 年 月 日
調理業務          の内容 (該当のところ全てに 印を付けること。)	省略
上記の施設で調理の業務に従事した期間	年 月 日から 計 年 月 年 月 日まで
勤務日数及び時間	日 / 週 時間 / 日
廃業年月日	年 月 日
省略	

注 省略

様式第3号（第2条関係） 合格証書

省略

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第2号の調理師試験に合格したことを証する。

省略

様式第6号（第5条関係） 調理師免許証書換え交付申請書

調理師免許証書換え交付申請書

省略

氏 名

年 月 日提出の調理師名簿訂正申請書のとおり次

の事項を変更しましたので、書換え交付を申請します。

1 書換え事項

2 省略

2 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中調理師法施行細則様式第2号の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の栄養士法施行細則様式第1号、様式第2号及び様式第4号の規定並びに第2条の規定による改正前の調理師法施行細則様式第6号の規定による申請書は、第1条の規定による改正後の栄養士法施行細則様式第1号、様式第2号及び様式第4号の規定並びに第2条の規定による改正後の調理師法施行細則様式第6号の規定による申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽管理士の資質の向上のための研修を指定した。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 研修の名称  
愛媛県浄化槽管理士研修
- 2 主催者  
松山市辻町2番31号  
公益社団法人愛媛県浄化槽協会
- 3 研修の開催日及び場所

開催日	場 所
令和3年3月11日（木）	松山市湊町七丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター
令和3年3月12日（金）	同上

○愛媛県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
越智歯科医院	今治市南大門町一丁目6番地23	令和2年1月1日

○愛媛県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
一般社団法人在宅看護センター四国	四国中央市土居町上野甲1197-1	日本財団在宅看護センターしこく	四国中央市三島中央五丁目13-2ユーズフラット地上1階テナント1号室	令和2年10月1日

上田小児科・外科	宇和島市広小路1番26号	令和2年10月1日
そよかぜ薬局	新居浜市中萩町1番地37 生活協同組合コープえひめ コープ中萩内	令和2年10月20日
いずみ内科循環器クリニック	東温市志津川南一丁目1-2	令和2年11月1日
しつかわ薬局	東温市志津川南一丁目1-14	令和2年11月1日

○愛媛県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
越智歯科医院	今治市南大門町一丁目6番地23	令和2年1月1日
上田小児科・外科	宇和島市広小路1番26号	令和2年9月30日
朝日医院	南宇和郡愛南町城辺甲1930番地	令和2年10月29日
面河歯科診療所	上浮穴郡久万高原町渋草2474番地	令和2年10月31日
洙田皮膚科医院	新居浜市一宮町二丁目3番48号	令和2年10月31日

○愛媛県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人ひので	西条市神拝乙35番地5	小規模多機能型居宅介護事業所ひので	西条市神拝乙35番地5	令和2年10月20日

○愛媛県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社西日本ファーマシー	香川県高松市宮脇町一丁目5番17号	（変更後） アイン薬局大町店	西条市大町703番地3	令和2年10月1日
		（変更前） 真成堂セリ薬局		

○愛媛県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社西日本ファーマシー	香川県高松市宮脇町一丁目5番17号	（変更後） アイン薬局大町店	西条市大町703番地3	令和2年10月1日
		（変更前） 真成堂セリ薬局		

○愛媛県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
越 智 齊	今治市南大門町一丁目6-23	越智歯科医院	今治市南大門町一丁目6-23	令和2年1月1日

○愛媛県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社みやび	今治市登畑甲195番地8	居宅介護支援みやび	今治市登畑甲195番地8	平成27年4月30日

○愛媛県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
越智 斉	今治市南大門町一丁目6-23	越智歯科医院	今治市南大門町一丁目6-23	令和2年1月1日

○愛媛県告示第11号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
渡辺病院	松山市空港通7丁目13番3号	医療法人ミネルワ会	令和6年1月3日まで

○愛媛県告示第12号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和元年度の事業計画を、令和2年12月24日次のとおり定めた。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
宇和島市	下畑地の第9	令和2年3月31日まで	地籍調査
	高串の第3	〃	〃
	高串の第4	〃	〃
	下畑地の第10	〃	〃
	高串の第5	〃	〃
	高串の第6	〃	〃
	下畑地の第11	令和3年3月31日まで	地籍調査
	増穂の一部	〃	〃

○愛媛県告示第13号

令和2年12月10日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
越智今治農業協同組合	愛媛県今治市	愛媛県今治市上浦町盛3948番ほか123筆	73,275
農事組合法人加茂ファーム	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町加茂11番ほか207筆	211,273
農事組合法人瀬戸	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町岡山541番ほか127筆	109,901

2 認可年月日

令和2年12月25日

○愛媛県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、令和2年12月25日、今治松山地域森林計画を立てた。

今治松山地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和2年12月25日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和2年12月25日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に

供する。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和2年12月25日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和2年12月25日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第19号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
可搬型モニタリングポスト6組	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年12月18日	四国通商株式会社 香川県高松市丸の内4番4号	31,790,000円	一般競争入札	令和2年11月6日

○愛媛県告示第20号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年1月8日

愛媛県四国中央保健所長 早田 亮

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
大王製紙株式会社  
四国中央市三島紙屋町2番60号  
代表取締役社長 佐光 正義
- 事業場の名称及び所在地  
大王製紙株式会社川之江工場  
四国中央市妻鳥町201番地
- 特定施設に関する事項  
(1) 抄紙施設（新設）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号チ 抄紙施設
特定施設の能力	1日当たり150トン
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	-
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	5.0
		最大	4.0~6.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	100
		最大	170
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	200
		最大	260
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	35
		最大	50
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1
		最大	2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常	18,295
		最大	19,459.5

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	6.5~7.5
		最大	5.8~8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	46.8
		最大	80
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	55
		最大	75

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	10.0
	最大	20.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	1.00
	最大	2.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	35,000
	最大	37,330

備考 このほかに、雨水排水口が11箇所ある。

○愛媛県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市泊土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年1月8日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 池 真 悟	松山市泊町971
"	門 屋 明 人	松山市泊町758
"	小 池 洋 司	松山市泊町822
"	石 丸 國 雄	松山市泊町497
"	小 池 裕 治	松山市新浜町1109 - 6
"	田 村 智 靖	松山市泊町1199 - 2
"	喜 井 足 道	松山市桑原5丁目9 - 38
監 事	中 川 保	松山市泊町513
"	早 瀬 正 行	松山市泊町961

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 池 真 悟	松山市泊町971
"	門 屋 明 人	松山市泊町758
"	小 池 洋 司	松山市泊町822
"	石 丸 國 雄	松山市泊町497
"	小 池 裕 治	松山市新浜町1109 - 6
監 事	中 川 保	松山市泊町513
"	早 瀬 正 行	松山市泊町961

○愛媛県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年1月8日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
2中局建（開）第36号 令和2年12月25日	伊予郡砥部町三角45番5	伊予郡松前町大字筒井346番地1 グレイスソシアK C201 谷 田 直 和

○愛媛県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年1月8日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 勝 也	伊予郡松前町大字南黒田606番地
"	玉 井 敏 久	西条市丹原町高松甲1351番地1
"	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地1
"	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
"	日 和 佐 直	西条市大野266番地1
"	梅 岡 伸 一 郎	松山市上市二丁目4番27号
"	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目4番21号
"	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地1
"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地2
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地1
監 事	福 嶋 正 志	伊予郡松前町大字永田305番地
"	村 上 繁 敏	西条市楠甲453番地2
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 勝 也	伊予郡松前町大字南黒田606番地
"	玉 井 敏 久	西条市丹原町高松甲1351番地1
"	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
"	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
"	日 和 佐 直	西条市大野266番地1
"	梅 岡 伸 一 郎	松山市上市二丁目4番27号
"	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目4番21号
"	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地1
"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地2
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地1
監 事	渡 部 金 一 郎	西条市丹原町志川甲1027番地
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441番地



## ○愛媛県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊延東多田線	西予市宇和町東多田89番地先から 同町東多田374番2まで	令和3年1月8日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年1月8日

愛媛県知事 中村時広

## 1 入札に付する事項

- 件名  
庁内LAN無線化に係るネットワーク機器設置等業務の委託
- 委託業務名及び数量  
入札説明書及び仕様書による。
- 委託業務の内容等  
仕様書による。
- 委託期間  
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- 委託業務の履行場所  
仕様書による。
- 入札方法  
ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。  
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。  
イ 入札金額は、当該委託業務に要する総額を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ISO27001の認証を取得している者であること。
- 運用開始までに適正かつ確実に庁内LANの無線化に必要な機器等を調達できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- 庁内LANの無線化に係る導入体制及び保守を含めたサポート体制が整備されていることを証明したものであること。
- 4(3)アに掲げる日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県企画振興部政策企画局情報システム課行政情報グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2289
- 入札書の受領期限  
ア 電子入札による場合は、令和3年2月17日（水）から同月19日（金）午前9時59分までに提出すること。  
イ 紙入札による場合は、令和3年2月17日（水）から同月19日（金）午前9時59分までに(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。  
ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、令和3年2月17日（水）から同月19日（金）午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。
- 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- 開札の日時及び場所  
令和3年2月19日（金）午前10時  
愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報システム課システム設計室

## 4 その他

- 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
ア 審査申請書の受領期限  
(ア) 電子入札による場合は、令和3年2月4日（木）午後5

時まで提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、令和3年2月4日(木)午後5時までに3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、令和3年2月4日(木)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入し、かつ、委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: The service to install wireless access points and control devices on the Ehime Prefecture's Local Area Network, 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 19 February 2021
- (3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information System Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2289

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第15条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年1月8日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 選挙権を有する者の総数	9,067
2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,023

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年1月8日

愛媛県立中央病院長 菅 政治

1 入札に付する事項

(1) 件名

感染性廃棄物処理業務委託(処分)

(2) 委託業務名及び予定数量

感染性廃棄物処分業務: 約4,800,000リットル

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 電子マニフェスト(JUNET)を導入していること。(導入予定含む)
- (5) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 6523

(2) 入札書の受領期限

令和3年2月25日(木)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

令和3年1月8日(金)から2月1日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年2月25日(木)午後1時30分

愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、令和3年2月1日（月）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4,800,000 liters
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 25 February 2021
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General and Medical Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan  
TEL 089 947 1111 Ext 6523